

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、営業兼現場作業員として就労していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、積雪のため会社資材置き場兼駐車場の除雪作業をしている際、めまい、吐き気がして立っていられなくなり、C病院に救急搬送され、「小脳出血」（以下「本件疾病」という。）と診断された。
- 3 請求人は、本件疾病を発症したのは、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対し療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をした。
- 4 請求人は、本件処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をした。
- 5 本件は、請求人が、更にこの決定を不服として、本件処分の取消しを求めて再審査請求に及んだ事案である。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に発症した疾病名及び発症時期について、D医師作成の平成〇年〇月〇日付け意見書を踏まえ、当審査会としても、請求人は、平成〇年〇月〇日に本件疾病を発症したものと判断する。

(2) ところで、本件疾病を含む脳血管疾患（負傷に起因するものを除く。）の業務上外の判断については、厚生労働省労働基準局長が「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき判断する。

(3) 業務要因について

ア 異常な出来事への遭遇

請求人によれば、発症日の前日は休日であり、特に変わったことはなく、当日も普段と変わらず起きて、午前〇時〇分頃には出勤し、除雪作業を始めて〇分ほどで倒れた旨述べていることから、請求人が本件疾病の発症直前から前日までの間に発症原因となり得るような業務に関連する異常な出来事に遭遇したとは認められない。

なお、請求人は、温まった体で、寒い雪の中に出て除雪したことは、急激で著しい作業環境の変化があった旨主張するが、請求人自ら発症当日は、特に寒かったわけではない上、屋外の火の入ったドラム缶で暖を取ってから雪かきを開始しており、さらにジャンパーを着用して作業を行ったので、震えるほど寒くはなかった旨、また、他の人も寒いとは言っていない旨述べていることから、暑熱と寒冷との交互のばく露や激しい温度差への頻回の出

入りは認められず、請求人の主張は採用できない。

イ 短期間の過重業務

請求人の発症前1週間（平成〇年〇月〇日から同月〇日）の勤務状況を見ると、請求人は、本件疾病発症前1週間は普段と変わらず、午前〇時から午後〇時頃まで作業を行い、休憩時間を取れていた旨述べており、決定書理由に説示するとおり、特に過重な業務に従事した事実は認められない。

ウ 長期間の過重業務

請求人の発症前1か月間及び発症前2か月間ないし6か月間の勤務状況を見ると、請求人は、夜勤業務はなく、仕事で負荷がかかるということもなく、休憩時間は〇時間程度、日曜、祝日の休日も取れていた旨述べており、決定書理由に説示するとおり、特に過重な業務に従事した事実は認められない。

(4) 請求人の個体側要因について

請求人の平成〇年〇月〇日の健康診断個人票によれば、血圧が収縮期血圧値〇mmHg、拡張期血圧値〇mmHgとなっている。請求人は、健康診断を年に1回受けており、血圧が高めで再検査を受けるよう言われていたが、受けていない旨述べている。また、C病院の診療録には、危険因子として高血圧がチェックされており、既往・合併症等にも高血圧と記載されている。さらに、請求人の申立書の嗜好欄には、毎日、焼酎のお湯割りを〇杯から〇杯飲み、タバコを1日〇本吸っていたと記載されている。「脳・心臓疾患の認定基準に関する専門検討会報告書」によれば、脳出血のリスクファクターとして高血圧、飲酒、喫煙等があげられ、特に高血圧は脳出血の発症と関係が深いとされており、決定書理由に説示するとおり、請求人には本件疾病発症時に未治療の高血圧があり、毎日相当量の飲酒及び1日〇本の喫煙習慣もあることから、複数の脳血管疾患発症のリスクファクターが認められる。

(5) 以上のことから、請求人の本件疾病は認定基準の対象疾病に該当するものの、請求人には「異常な出来事への遭遇」、「短期間の過重業務」及び「長期間の過重業務」のいずれも認められないことから、請求人の本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

3 結 論

以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の本件処分は妥当であって、これらを取り消すべき理

由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のとおり裁決する。